

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の 一部を改正する命令案について

1. 改正内容

平成 28 年度から I D とパスワードを利用してフロン類算定漏えい量の報告等が行える「フロン法電子報告システム」を新たに稼働することとしているため、行政手続法における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定に基づき、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定による算定漏えい量等の報告及び法第 23 条第 1 項の規定による情報の提供について、I D とパスワードを利用した電子システムを使用した報告等を行うことができることを定めます。

また、電子システムを使用した報告等における事前届出等の手続き及び様式、入力事項、紙媒体における署名等に代わり名称を明らかにする措置について以下のとおり定めます。

（1）事前届出

- ① 電子システムを使用して報告等を行おうとする特定漏えい者が行う事前の届出等及び様式を定めます。
- ② ①の届出先は環境大臣又は経済産業大臣とし、当該届出者に対する「識別符号」の付与について定めます。
- ③ 届出事項の変更、使用の廃止及び使用の停止について定めます。

（2）報告等の入力事項等

電子システムを使用して報告を行う際に、「識別符号」及び「暗証符号」を入力することを定めます。

（3）報告等において名称を明らかにする措置

報告書上の署名等に代わるものとして、「識別符号」及び「暗証符号」を入力することを定めます。

2. 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

以上